

フランス労働省
「新型コロナウイルス：
企業が従業員の健康と安全を確保するための
移動制限解除国家プロトコール
(2020 年 5 月 5 日付) 」
[ジェトロ仮訳（一部抄訳）]

【出所】フランス労働省ウェブページ「[企業が従業員の健康と安全を確保するための移動制限解除国家プロトコール](#)」のテーマの仮訳・一部抄訳（随時更新可能性あり、更新日時はページ上部を参照）。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもフランス政府の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、フランス政府はいかなる責任も負いません。

禁無断転載

Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

目次

I. 防護措置（mesures barrières）と人的距離の確保	1
II. 収容人数	2
III. 人の流れを管理	4
IV. 個人用防護備品（EPI）	8
V. ウイルス感染検査	11
VI. 症状のある患者と濃厚接触者に対する管理プロトコール	12
VII. 体温検査	14
VIII. 清掃および消毒	15

I. 防護措置（mesures barrières）と人的距離の確保

移動制限解除の基礎

- ✓ 定期的に石鹸で手を洗う、もしくはアルコール消毒液を使用する。使い捨てでない紙、布で手を拭かない。
- ✓ 顔、特に鼻と口は極力触らない。
- ✓ 鼻をかむ、咳をする、くしゃみをする、痰を吐く際には使い捨てのティッシュを使用し、一度使用したら直ちに廃棄する。
- ✓ 咳、くしゃみをする場合は肘、もしくは使い捨てティッシュにする。
- ✓ 人的距離の確保：
 - 挨拶のための握手やキス、また抱擁はしない。
 - 最低でも 1 メートルの人的距離を確保する。（または各人の周囲 4 m²内において他人と接触しない）
- ✓ 閉鎖された部屋は定期的に（3 時間ごとに）15 分間の換気をする。
- ✓ トイレなどの衛生設備を含む手で触れる道具、表面を定期的に消毒する。
- ✓ 手袋の着用を避ける：保護されたような錯覚を与える。手袋自体が感染の媒介となり、手袋を着用した手で顔を触ることは、手で顔を触るのと同等の、場合によってはより高い感染リスクがある。
- ✓ 新型コロナウイルス と思われる症状（咳、呼吸困難など）が出た場合は、自宅待機して、主治医に連絡する（重篤な症状の場合は救急 15 に連絡する）。
- ✓ 施設や建物の入口における検温は除外される。しかし、熱があると感じる、または自己観察により新型コロナウイルス 感染の症状を感じる場合は、自身での検温が推奨される。

II. 収容人数

2020 年 4 月 24 日のフランス高等公衆衛生審議会（HCSP）の通達を基に、政府は公共スペースおよび仕事場における最大限の収容人数に関する『普遍的な』基準を導入することを決定した。同基準は、同時に同じ場所にいる人（従業員、顧客など）が人的距離規定を遵守しつつ動くのに必要な 1 人当たりの平米（ m^2 ）数の推定を基にする。1 人当たり最低 4 m^2 と規定され、四方最低 1 メートルの距離を確保することができる。

同規定により、特に通行場所、または人の流れが発生する活動による接触のリスクを回避することができる。

一定の状況において、同距離確保が偶発的に不可能になり、制御できないリスクが発生する場合（使用者、従業員自身が規定を守らない場合も含む）に限り、一般用マスクの着用など補完的措置を取る。

雇用主、または経営者が距離確保を計算する際に考慮すべき面積とは、占有者が実際に使用できる面積から現在使用している面積を差し引いた面積となる。例えば、事務所が入っている建物については、通行場所を考慮に入れると全体面積の約 80%となる。店舗については、顧客の受入れ可能な面積を最終的に決定するために、全体の面積から棚や（あれば）倉庫・収納の面積を差し引くのが適当である。

また、160 m^2 のアクセス可能な面積を持つ事業所は、同時に 40 人もしくは 40 人の従業員（ $160 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2/\text{人}$ ）を受け入れることができる。しかしながら、4 m^2 あたり 1 人の収容人数は、活動内容によるリスク評価および安全の度合いにより、経営者により変更することができる。これは、企業の本社など《人の動きがあまりない》空間に適用されるものであり、小売店など人の流れを制御することが難しく人の集中を回避しにくい《動きが多い》空間では、4 m^2 以上にすることもできる。

最後にその他の規制（換気、人の避難など）における規定は引き続き適用される。

アクセス可能な面積の計算方法および最大収容人数

例 1：2,000 m²のスーパーマーケット

アクセス可能な面積は全体面積（装飾がない営業面積：倉庫、荷物搬出入施設、アーケード街を除く）から陳列棚、通路に置かれた陳列台、陳列スペースなどの使用面積を差し引いた面積となる。

2,000 m²のスーパーマーケットで陳列台などの占有面積が 40%と推定される場合、アクセス可能な面積は 1,200 m²となる。したがって、距離確保を 4 m²とした場合、同時に顧客と従業員合わせて 300 人が最大収容人数となる。

しかしながら、稼働するレジ数、レジへの顧客の流れ（レジの使用時間）、レジ待ちの客数により、1 人当たり 4 m²の遵守ができなくなり、収容可能な客数と退出入する顧客の流れが制約される可能性がある。スーパーの責任者が評価する係数を用い、前述の計算式に同係数を適用することができる。例えば、係数 0.8 を適用する場合は、最大収容人数は 300 人から 240 人になる。最大収容人数を超えないよう人の流れを入退出時にコントロールする必要がある。

例 2：700 m²のオープンスペース

同スペースに各 2 m²の執務スペースが 50 あり、業務遂行のために各人 2 m²の追加床面積が必要とされる。棚、ロッカー、資料ストックスペースは 1.5 m²。

オープンスペースには 100 m²の会議室と 30 m²の 3 つの小さな個室がある。通路は 100 m²。

アクセス可能な面積は： $700 \text{ m}^2 - (4 \text{ m}^2 \times 50) - (50 \times 1.5 \text{ m}^2) - 100 \text{ m}^2 - (3 \times 30 \text{ m}^2) - 100 \text{ m}^2 = 135 \text{ m}^2$

最大収容人数 $135 \text{ m}^2 \div 4 = 33 \text{ 人}$

オープンスペースは最大 33 人を受け入れることができる。例えば、25 人が月曜日から水曜日の午前中まで事務所勤務で残りはテレワーク、残りの 25 人はその反対のシフトにすることにより、公共交通機関の問題でシフトを変更した場合でも 33 人に達するまでに若干の余裕がある。

例 3：100 m²の書店

陳列棚面積が 40%と考えた場合、顧客と従業員がアクセス可能な面積は 60%となる。60 m²における最大収容人数は、1 人あたり最大で 4 m²とすると 15 人となる。陳列棚面積が 60%の場合は、アクセス可能な面積が 40 m²となり、10 人まで受け入れることができる。

アクセス可能な面積が 40,000 m²以上の事業所については、県知事の許可を必要とする。

Ⅲ. 人の流れを管理

労働の現場、公衆が移動する場所など公衆受け入れ施設(ERP)では、パンデミックの現状下に鑑み、人の流れを厳密に分析する必要がある。混雑のタイミングに対応するのみならず、それを回避あるいは削減することを事前に意識しておくべきである。

人と人との間に最低の距離が確保されることを保証すべく、密閉された場所、狭い場所、解放的空間の別にかかわらず、強制的というよりも奨励の形（スピードを落とすというよりもスムーズにするという感覚）で人的流れのプランを実行に移さなければならない。

人的流れの管理の原則

フランス高等公衆衛生審議会（HCSP）が 2020 年 4 月 24 日付通達で推奨しているように、職場では各労働者に移動空間も含め少なくとも 4 m³を供与する必要がある。その結果、雇用主は労働形態の再編の他に、最大限に人と人との接触を回避あるいは制限するために労働空間を再考しなければならない。

組織内で労働する者それぞれが組織内の通行にかかる新規条件、労働の現場においては空間の利用条件を周知しなければならない。

可能であればテレワークを導入。テレワークしている従業員が一時的あるいは一定期間実際に出勤する必要がある場合には、同時に出勤する従業員数を抑えるため、交代制を導入。

人的流れの管理には、その他の関係者、すなわち顧客、仕入れ業者、サービス業者なども視野に入れるべきである。

公衆受け入れ施設(ERP)、労働の現場、公衆が移動する場所では、混雑のタイミングに対応するのみならず、それを回避あるいは削減することを前もって意識しておくべきである。ERP への入場管理の最大の難点は、例えば、入場待ち場所を歩道に設定することにより新たに人同士の交わりや密集の危険が生じることである。そこで、できれば人々が来る前に、あらゆる方法で情報提供することが肝要となる。（例：ウェブサイトで従来の混雑のタイミングをお知らせ、混み具合を通知するサービスへの加入、ERP 入口にリアルタイムで入場率を表示、アポイント制等）

バランスを見つけることは困難：過剰な人的流れの制限によってあまりにも移動が妨げられた場合、人々は時に危険な方法で制限を回避しようとするかもしれない。こうした理由から、人的流れのプ

ランは強制的というよりも奨励の形（スピードを落とすというよりもスムーズにするという感覚）で実行されなければならない。

ボトルネックによって決まる人流管理

職場へのアクセスが容易であるかどうかにより、人的流れの管理のプロセス全体が左右される。

例：高層ビル内(IGH)にある企業本社で、距離の確保を尊重するため3基のエレベーターが2人しか運べない場合、この制約が業務を行う際の決定条件となる（会議場所に至る所要時間を考慮に入れた時間設定、開始時刻）。

したがって、企業への到着プロセスの全ての段階を見極めた上でボトルネックを確認、未然に防ぐことが望ましい。

例：

例：						出社のため の移動：制 約は？	従業員の着 替え：制約 は？	その他
駐車場到 着：制約 は？	入口までの 移動：制 約は？	ガードマン詰 め所、ゲート 到着：制 約は？	コントロール 実施？	更衣室通 過？				
						部署につ く： 移動方 法：制約 は？	部署にて： 制約は？	その他

同じ疑問は退社時にも生じる。

出入りのプロセスの各段階において、距離の確保が途絶えるリスクを見極める必要あり。

事務所内での特殊な移動状況

➤ 工事（修理など）

第三者が工事のために事務所に入る場合、工事が行われるゾーンを限定する目印を設定（三角コーン、リボン、床表示、柵等）。

工事の場所に行き来する場合、業者は移動プランを遵守。修理や工事に1人以上の人員を要する場合は、距離の確保を尊重しながら一人がもう一人の後に続く形で、向き合わないよう移動する。

➤ 各セクションでの受け入れについて

セクション（人事、コンピューター担当等）によっては現状確認、機器の回収、物や小荷物配達のために業者を受け入れることがある。廊下や狭い場所で待機の列ができるのを避けるためにアポイント制を優先する。

➤ 共有場所

混雑を避けるため、できる限り休憩時間は交代制とする。

飲料、コーヒー販売機など共有場所へのアクセスは（床表示、リボン、三角コーン、柵等で）それぞれ別に設定される往復の方向を指示することによって調整する。床表示では列を作る際に尊重すべき最低距離を明示。

奨励すべき行動規範

- 入口
 - 回転ドア：外部者侵入リスクが大きい場合を除き、手の接触を避けるため使用禁止とする。侵入リスクが大きい場合は手の洗浄を実施。
 - 距離の確保のために前もって床へ表示。
- 人的流れの分断
 - 作業場、廊下、階段（複数ある場合）は一方通行。建物の構造が許す範囲で入口と出口は人がすれ違うのを避けるため違う場所に設定。
 - 階段で手摺の使用は継続されるべき（労災の10%は階段での落下に起因し、時には大事に至る）。このため階段の手摺は定期的に清掃（最低1日2回）。
 - 多数の者が同時に到着するのを避けるため（就業）時間の再編
 - 企業内移動プラン：歩行者、自動車、自転車（距離の確保を適用）
 - エレベーター：最低1メートルの距離の確保のため、乗客数制限。踊り場に注意事項を明確に掲示。
 - 建物内は一方通行。人との交わり、後戻りの必要を避けるため床表示は見やすいものにする。
- 待機場所
 - 床表示：入口、出口など
- 休憩場所：コーヒー販売機、タイムカードマシーン。防護措置を掲示：業者による殺菌に加え、使用前後に手を洗う。
- 共同（会議室）、社用スペース

- スペースに最大何人の従業員がいるかが判明した時点で、入る前にその数がわかるインディケーターを設置。特に入口と出口が離れている場合は、出た人数が判る同様の装置も設置。
 - ドアは表面（ノブ等）に手が触れるのを避けるため常時開放。
- 社員食堂
- 執務室
 - 一執務室当たり一人を優先
- さもなければ、共同執務室の場合は対面を避け、1メートル以上の間隔をとり、アクリル樹脂パーテーションを設置し、定期的に換気（1日3回15分間）。
 - Openflex（自由に部署につける）：パンデミックの間、一定の部署を与える。
- 自動開閉装置のない防火扉を除き、ノブへの接触を極力避けるためドアを解放する。
- 駐車場：従業員にとって駐車場は職場の一部であり、同ゾーンは防護措置（移動プラン、駐車場所と流れの管理）に含まれるべき。
- 外部からの派遣人員の受け入れ
 - 派遣会社を介し前もって情報提供
 - 注意事項の遵守徹底のため各人員をアシスト
 - 入口より前にセキュリティー検査（書類、身体に触れるなど）を実施する場合、専用のゾーンを設ける：表示、可能な限り手続きは簡易化、テーブル設置など

IV. 個人用防護備品（EPI）

職業のリスク防止に係る一般方針では、技術的（スクリーン、労働部署間の距離の確保等）、組織的（就業時間をシフト、従業員数の半減等）な集団防止策がない、あるいはこれらの防止策だけでは従業員の保護が十分に行えない場合に個人用防護備品（EPI）を最後の手段として使用する。

EPI の効果は、理想的な使用条件を遵守するかどうかに関わっており、実践の間ではその条件が揃うことは稀である。備品の使用にあたっては、安全であるという過度な感覚を与えることが基本的な予防措置を放棄してしまうことに繋がり、非生産的にさえなりうる。EPI は団体防護措置を補完するものであり、それに代わるものではない。

EPI が使い捨ての場合、安定したストック補充と廃棄を調整しなければならない。汚染された可能性のある廃棄物は二重にしたゴミ袋に捨て、家庭用ゴミとして廃棄する前に専用の密閉された保管スペースに 24 時間保管する。再利用できるタイプのものは、手入れ、特に適した方法によって洗浄をする必要がある。

新型コロナウイルス感染リスクを下げるためのマスク使用

以下に述べる規則は、平常業務の中で他の特殊なリスク（シリカ、レジオネラ菌等）に晒された場合に使用されるマスクを前提としない。新型コロナウイルス対策として提供されるマスクは他のリスクからの防護用ではない。

新型コロナウイルス感染症に対応するための『一般用』マスクとは感染防止行動規範（*geste barrière*）を補完するものであり、距離の確保の原則など様々な措置にとって代わるものではない。したがって、マスク着用を考える以前に、雇用主はリスク削減を可能にする集団防護のための技術的および組織的な解決策の全てを実施しなければならない。解決策とは：テレワーク、就業時間と任務の変更、スペースや労働の再編、人的距離の確保のためのバリア設置、人の流れの調整、床表示など

先に述べた措置全ての導入にもかかわらず、人間（顧客、同僚、業者等）間の距離の確保が保証されない場合には、マスク着用が義務となる。

そこで問題になるのがマスクのタイプ。全てのマスクは防護方法が異なり、雇用主がどのマスクを選ぶかは、雇用主自身による職業リスク評価、つまり従業員が置かれている状況と何を追及すべきかの分析による。

FFP2 タイプおよび外科用マスクは感染検査の担当者を含む医療関係者向けである。

衛生分野の従事者を除き、雇用主は、FFP1 タイプあるいは新型コロナウイルス感染症に際し開発された『一般用』マスクと呼ばれる衛生目的外用の代替マスクを提供することができる。ただし、必ず防護措置（gestes barrières）や人的距離の確保を補完するものとして使用すること。（表参照）

また、新型コロナウイルス感染症の場合は、企業内で『一般用』マスクの全員一斉着用を決定することもできる。感染防止行動規範（gestes barrières）が遵守されている場合にはマスクの一斉着用は可能であって、義務ではない。

マスクの効用は正しい使い方をするかどうかにかかっている。誤った使用による感染を避けるため、マスク着用に係る詳細な情報（着用方法、着用条件と期限、外し方）が必要となる。同情報は労働スペース（研修、掲示等）で喚起する。

特に一般用マスクに関しては、公衆保健高等機関（HCSP）が 2020 年 4 月 24 日の通達で、以下のように正しく着用かつ手入れされていれば効果のあるものとしている。

- － マスクは製造者が表示する洗浄方法に従って手入れされるべき（洗浄回数、温度等）
- － マスクは口と鼻を覆うよう調整すべき
- － マスク着用時はマスクに手を触れない
- － 着用の方向を遵守。口と鼻は決してマスクの外面に触れてはならない。
マスクを外した後は手の洗浄が必須。
- － マスクを着用しても、可能な限り、距離の確保と手の衛生を遵守する。

	呼吸器保護系 FFP マスク	医療用マスク (外科用マスク)	衛生目的外用 代替マスク カテゴリ 1	衛生目的外用 代替マスク カテゴリ 2
内容	個人用防護備品 (EPI) 安全・保健規格 NF EN 149 : 2001	医療品 安全・保健規格 NF EN 14683	大衆と接触する職業 従事者のための個人 用マスク	一斉着用を想定した 防護マスク、着用した グループを全体保護す るためのもの
用途	侵襲的処置（例： 挿管）または気道内 操作を行う医療関係 者の保護 周囲環境保護	FFP2 マスク対象者以 外の医療関係者の保 護 周囲環境保護	大衆と定期的に接触 する部署や任務に配 属される従業員（レ ジ係、治安隊員等）	職務上で時々他人と の接触がある場合 全てのサブグループ （企業、サービス）で 部署や労働条件によ って必要が生じる時
性能	3 カテゴリ： - FFP1 (0.6 ミク ロンのエアロゾ ル 80%を濾過) - FFP2 (94%) - FFP3 (99%)	数種あり： I、II、IIR タイプ（3 ミ クロンの粒子） II と IIR タイプは外科用	着用者が出す 3 ミクロ ンの粒子を 90%濾過	着用者が出す 3 ミクロ ンの粒子を 70%濾過

手袋とその他の個人用防護備品（EPI）

その他の個人用防護備品（EPI：手袋、眼鏡、ガウン、キャップ...）に係る規則はマスクと同じ：防護措置の恒常的实施や集団防護備品の使用が不可能あるいは業務内容によって必要性が生じた場合に使用すべき（例えば汚染された表面に衣類が接触することによって感染のリスクがある場合）。企業内労働の場合はほとんどの状況において手洗い等の衛生措置で十分である。

新型コロナウイルス感染症に鑑み、連帯・保健省は一般大衆に対し、手袋の着用は誤った保護感覚を与えるため、避けるよう推奨している。手袋自体が感染の媒体となり、手で顔を触るリスクは手袋を着用しない状態と同様であり、感染のリスクも同等かそれ以上である。

手袋着用の際は、以下の措置を遵守：

- 手袋を着用した手で顔を触らない
- 外す際には手袋の外側が皮膚に触れないように注意
- 使用後は毎回ゴミ箱に廃棄
- 外した後は手を洗うかアルコール消毒液で手を消毒する。

V. ウイルス感染検査

5 月 11 日以降の移動制限解除に向け、ウイルス感染検査についての国家戦略として、新型コロナウイルスの症状のある患者、および感染者と濃厚接触のあった人の隔離措置を徹底することにより、ウイルス感染経路を特定し、蔓延を防ぐ。

企業の社会的役割として：

1. 同文書発行より即刻、衛生管理当局からの勧告を社内伝達：雇用主は、感染症状がある従業員には出社しないよう指示し、遅滞なく医師による診断とウイルス感染検査を受けさせ、隔離させること。濃厚接触者（1メートル以内で 15 分間以上接触）についても同じ措置を取る。－IV 項参照
2. 5 月 11 日以降、雇用主は、感染症状がある従業員には出社しないよう指示、また、社内で感染症状が確認された場合は即時退社させ、できれば遠隔医療による診断とウイルス感染検査を受けさせる。
3. 職場における避けられない感染リスクを精査し、それにより、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触があった従業員の数を最低限にするための感染防止策を講じる。
4. 衛生管理当局からの感染状況追跡調査に協力する。

一方で、企業主導による従業員向けのウイルス感染検査の組織的キャンペーンは認められない。

現時点では、患者の咽頭部検体採取によるリアルタイム PCR 検査が、新型コロナウイルスの感染を診断する唯一信頼できる検査方法とされる。医師の処方が必要なこの検体採取は、痛みを伴うだけでなく、物流に関しても複雑（検査キット保護具や患者データの送信経路）であるため、医療従事者による正しい方法で実施されなければならない。そのため、雇用主が組織的に感染検査を実施することはできない。

また、血液検査による診断精度は不十分であるため、現時点では認可されておらず、企業内でのキャンペーンも認められていない。

VI. 症状のある患者と濃厚接触者に対する管理プロトコール

企業は、産業医と協力し、感染の疑いがある従業員を所定の場所に先ず隔離、退社させ、家庭医へ連絡させるといった迅速な対応をするための手順書を作成し、予防措置を講じる。また、当該従業員は、接触経路とそのリスク評価（「リスク大」または「リスク小」）を詳細に列挙し、感染が判明した際の接触者の特定を容易にするようにする。

感染症状（特に発熱、咳、呼吸・会話・嚥下の困難、味覚・嗅覚の喪失）のある従業員が出た場合の措置：

- 隔離
 - 保護
 - 兆候の度合いの把握
1. 感染防止行動規範（gestes barrières）と（一般用または入手可能ならば医療用）マスク着用をした上での距離の確保（1メートル）を遵守し、感染症状のある従業員を所定の場所にすぐに隔離する。
 2. 地域の組織編成に従い、当該企業担当の医療従事者または COVID リスクの訓練を受けた救急隊員または COVID 担当者を動員する。その救急措置時には、マスクを提供する。
 3. **重度の兆候がみられない場合**は、産業医へ連絡するか、当該従業員に家庭医に連絡してもらい、指示を仰ぐ。深刻な兆候がないことが確認できたら、当該従業員が公共交通機関を利用せずに帰宅できるよう手配する。

重度の兆候がある場合（呼吸困難など）、15 をダイヤルして救急 SAMU を呼ぶ（ダイヤル時には患者が電話口で話せる距離にいること）：

 - 状態を簡単に説明（新型コロナウイルス感染であること、誰が患者で、どのような症状があるか）し、電話番号と住所、アクセス方法を知らせる。オペレーターが医師に繋ぎ、手順を説明する（多くの場合、患者と直接話して呼吸状態を確認する）。
 - ダイヤル 15 から救急隊派遣が決まったら、救急隊員の受け入れを手配し、救急隊が到着するまでは患者の近くに（1メートルの距離を確保しながら）とどまる。症状が急変した場合、SAMU に再度連絡する。
 4. 患者への対処の後、労働健康管理当局に連絡し、指示を仰ぎ、職場の清掃や残った従業員へのフォローについてのアドバイスを受ける。

5. 新型コロナウイルスであることが判明した場合、接触状況を追跡するレベル 1 と 2 の専門家（医師や社会保険当局プラットフォーム）が、感染経路の人の特定とその処置を担当する：フランス公衆衛生の定義に基づきリスク度高と評価された人には、14 日間の隔離措置が取られる。その評価に際しては、接触経路とそのリスク評価（「リスク大」または「リスク小」）の特定を容易にするよう、社内で作成された感染経路の詳細および産業医の意見を参考とする。

VII. 体温検査

施設（会社）の入り口での体温検査は推奨されない。連帯・保健省は、熱があると感じた人は皆、自分で体温を測り、新型コロナウイルスの感染症状が出ていないか自分でチェックするよう推奨している。新型コロナウイルスに感染しても無症状、あるいは症状が少なく発熱を伴わない場合もある。感染している可能性のある人を特定する方法として体温測定をすれば安心できるというのは間違っている。また、解熱剤を服用することで検査をうまく回避することもできる。

しかしながら、予防措置全体の枠組みにおいては、企業は会社に入る人の検温を行う措置を取ることができる。現況において、健康、安全に関わる義務の即刻適用を許可する労働法典 L.1321-5 で規定されるように、内規の追加に相当する業務通達の作成に関する手続きの対象となる。その場合、社会経済委員会の代表および労働監督局に同時に通知する必要がある。

当該措置は、労働法典、特に内規に関する規定を遵守し、本来の目的に則応し、事前情報、会社へのアクセスの有無による影響、データを保存しないことにおいて、当該従業員に必要な保証を与えるものでなければならない。

この点に関し、検温は、会社の敷地内の入り口で体温計（例えば非接触性赤外線タイプ）による体温チェックをするだけで、データの保存や他のオペレーション（体温の記録、情報の上部への伝達）を行ったりしてはならない。また、以下のことは除外されなければならない。

- 各従業員または来訪者の体温を自動処理または紙に記録された時から、各従業員または来訪者の体温の強制的記録となる。
- サーマルカメラなどの機器による体温の自動計測。いずれにせよ、衛生当局の指示によると、体温の計測は推奨されておらず義務的な性格のものではなく、従業員は拒否する権利がある。従業員が検温を拒否したため雇用主が従業員に部署へのアクセスをさせなかった場合でも、仕事ができなかった分の給与の支払いを義務付けられる可能性がある。

VIII. 清掃および消毒

清掃の頻度：

人が頻繁に触れる表面やモノは頻繁に清掃

床は毎日清掃

車両（二輪車、自動車）、交通インフラ、飛行機は毎日清掃

注意：ここでの消毒は新型コロナウイルスの消毒を目的としてもであり、病院・医療研究所などでの耐性のある微生物を対象にした消毒作業ではない。

移動制限解除後：

その場所が直近 5 日間使用されていない（人の出入りが無い）場合、通常の清掃プロトコルでよい。特に消毒する措置をとる必要はない。ただし、以下のことが推奨される。

- 空気をしっかり入れ替える
- 閉鎖されていた期間に水道管に溜まっていた水を排出するため水を流す

一部でも直近 5 日以内に使用された場合、予防のために部分的にでも以下に説明するウイルスに効力のある洗浄剤で清掃

移動制限解除後の毎日の清掃：

表面を清掃するためには、界面活性剤（tensioactif）、脂質可溶化剤（solubilisant les lipide）を含んだ洗剤等を使用するとよい。表面の脂質に作用するだけでなく界面活性剤は、新型コロナウイルスを包む脂質を劣化させ不活性化する。そのため、移動制限解除後、従業員が戻ってきてからの毎日の清掃には、このような製品の使用がよい。

リスク評価により、清掃に加えて消毒作業が必要となる場合がある。新型コロナウイルスの消毒は、殺ウイルス性の規格（1990 年 7 月 NF EN 14476）に適合する製品、または希釈漂白剤（JAVEL、例えば 2.6 %の JAVEL 1 リットル+ 4 リットルの水）。消毒作業は必要最低限実施すること（消毒の多用は、消毒に強い微生物の発生を促し、消毒が効かなくなるおそれがある。さらに不必要な消毒は、作業をする労働者にとっても化学物質の暴露や筋骨格系障害などのリスクもある。

消毒作業は国立安全研究所（INRS）の ED6347 の推奨を遵守したものとする。表面に付着した微生物を空中に浮遊させないことが望ましいため、高圧型水噴射器の使用、雑巾を振って埃を落とすことは不可。消毒液を染み込ませた使い捨てペーパータオル、スクレーパーの使用は可能。

- 掃除用品の製造企業作成の使用書に従って利用（薄め方、付け方、使用時間など）
- 使い捨てのペーパータオルなどは使用後に防水のゴミ袋に入れて家庭用ゴミとして廃棄
- カーペットは HEPA（High Efficiency Particulate Air）付きフィルターの掃除機で埃をとる。
- 微生物除去作業後は十分に換気する。
- 頻繁に触れる表面およびモノは 1 日に何度も界面活性剤を染み込ませた使い捨てペーパータオルで消毒する。
 - 特にプラスチックとスチールの表面を注意すること
 - 作業場の衛生設備、共同作業用機器、階段の手摺、ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン、タッチパネル、電話受話器、カード決済端末機、受付机、家具などに注意すること
 - 子供が口に入れる可能性のあるモノの消毒は、素材により 60°C で洗う、食品の表面を洗うことが可能な製品を使用、その後、水で丁寧に洗い流す。

消毒作業を行う従業員は通常使用する防護服を着用（医療関係者の消毒作業は除く）。

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（JETRO）
パリ事務所
Email : info-prs@jetro.go.jp